

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター
整備運営事業

実施方針
(変更版)

令和6年3月

鹿児島県

はじめに

鹿児島県（以下、「県」という。）は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業（以下、「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

令和5年10月13日

鹿児島県知事 塩田 康一

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項.....	1
(2)	特定事業の選定及び公表に関する事項.....	5
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1)	落札者選定に関する基本的事項.....	6
(2)	募集及び選定に係る想定スケジュール.....	7
(3)	募集及び選定手続き等.....	8
(4)	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	12
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
(1)	基本的な考え方.....	19
(2)	予想されるリスクと責任分担.....	19
(3)	県による事業の実施状況の監視（モニタリング）.....	19
(4)	事業終了後の措置.....	20
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
(1)	立地条件.....	21
(2)	本施設構成の概要.....	21
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
(1)	基本的な考え方.....	22
(2)	管轄裁判所の指定.....	22
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
(1)	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	22
(2)	その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	22
(3)	金融機関（融資団）と県の協議.....	22
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	23
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
(3)	その他の支援に関する事項.....	23
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
(1)	議会の議決.....	23
(2)	応募に伴う費用負担.....	23
(3)	情報公開及び情報提供.....	23
(4)	本事業において使用する言語，通貨単位等.....	23
(5)	問合せ先.....	23

別紙 リスク分担表

様式第1号 実施方針等に関する質問書

様式第2号 実施方針等に関する意見書

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業

イ 公共施設の管理者

鹿児島県知事 塩田 康一

ウ 事業の目的

県では、鹿児島県総合体育センター体育館が築後 60 年以上（武道館が築後 50 年以上）経過していることや全国・国際レベルの競技大会の開催等には狭隘であるなどの課題を踏まえ、令和 4 年 3 月にスポーツ・コンベンションセンター基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定し、スポーツ・コンベンションセンターを鹿児島港本港区エリアに新たに整備することとした。

本施設は、基本構想に基づき、スポーツ振興の拠点機能を有し、県民にとって屋内競技の中核をなし、子どもや青少年だけでなく、高齢者も、あらゆる世代の、また、障害者や県内各地の県民がスポーツに親しむとともに、アスリートにとって、ここから全国・世界に羽ばたいていくシンボリックな施設として整備するものである。

加えて、多目的利用による交流拠点機能を有し、コンサート・イベント等を通じて、県内外からの来訪者で賑わい、感動を与える施設として、さらに、施設利用者だけでなく県民や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設として、中心市街地との回遊性を高め、大きな経済波及効果をもたらす施設として、永年にわたり県民に親しまれ、誇りとなる施設として整備するものである。

本事業の実施に当たり、県は、PFI 法に基づく事業として実施することを検討しており、民間事業者の技術やノウハウを生かした施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に行うことにより、本施設の機能が最大限発揮されるとともに、公共サービスの質の向上や県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

エ 本施設の基本方針

選定事業者は、基本構想に基づき、本施設を整備すること。

オ 本施設の概要

本施設は、「スポーツ・コンベンションセンター」、「外構」及び「自由提案施設」で構成され、地方自治法第 244 条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。

- ・ スポーツ・コンベンションセンター
メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場及び附属施設である。
- ・ 外構
多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び附属施設である。

※ 基本構想において住吉町 15 番街区に整備することとした駐車場については、本事業には含めない。

カ 自由提案施設

選定事業者は、自由提案施設を整備することができる。

なお、自由提案施設は、選定事業者の自由提案により本施設と一体又は独立して整備する施設とする。

キ 事業方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate 方式）とする。

ク 事業期間（予定）

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和 26 年 3 月末日までとする。

- | | |
|---------------|---|
| (ア) 施設整備期間 | 令和 7 年 4 月から令和 11 年 3 月末日※ |
| (イ) 開業準備期間 | 令和 11 年 4 月 1 日から令和 11 年 6 月末日 |
| (ウ) 供用開始年月日 | 令和 11 年 7 月 1 日 |
| (エ) 維持管理・運営期間 | 令和 11 年 7 月から令和 26 年 3 月末日まで(14 年 9 か月) |

※ 施設整備期間について、供用開始日及び事業終了日を変更しない場合に限り、事業者は、令和 11 年 5 月末日まで施設整備期間を延長する提案ができる。その場合、開業準備業務については、施設整備期間中であっても供用開始日に支障をきたさないよう、並行して業務を実施すること。

ケ 事業範囲

選定事業者の業務は次のとおりとする。

なお、業務内容の詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

(7) 設計・建設段階

選定事業者は、事業契約の締結から本施設の引渡しまでの間、次の業務を実施する。

a 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 着工前業務
- ・ 建設期間中業務
- ・ 完工後業務

b 開業準備業務

- ・ 開業準備計画書の作成・提出
- ・ 業務報告書の作成・提出
- ・ 予約システム整備業務
- ・ 事前広報・利用受付業務
- ・ 開業準備期間中の維持管理業務

(4) 維持管理・運営段階

選定事業者は、本施設の引渡しから事業期間の終了までの間、次の業務を実施する。

a 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 備品等保守管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 除雪及び降灰除去業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽管理業務
- ・ 警備業務

b 運営業務

- ・ 総合管理・運営業務
- ・ 利用受付業務（受付，案内，料金收受等）
- ・ 教育研究機関等と連携した最新のスポーツ科学の情報発信・実践的指導の提供業務
- ・ スポーツ教室事業運営業務
- ・ トレーニング室運営業務
- ・ スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運営業務
- ・ スポーツ用品の販売・貸出業務
- ・ 広報・情報発信業務
- ・ 周辺地域との連携業務
- ・ 駐車場・駐輪場管理運営業務
- ・ 利便施設運営業務
- ・ 自由提案事業
- ・ 事業期間終了時の引継業務

コ 施設の利用形態

本施設の利用形態として，スポーツ・コンベンションセンターは専用利用及び個人利用を想定している。利用形態の詳細や申込方法，利用料金設定の考え方等は，要求水準書(案)を参照すること。

サ 施設の利用許可等に関する基準について

本施設の利用の許可や制限等の詳細は，本施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に定める予定である。

シ 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は，次のとおりである。

(7) 県が支払うサービス対価

県は，選定事業者との間で締結する事業契約に従い，選定事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入費を支払う。

サービス購入費の構成は次のとおりである。

a 設計・建設の対価

本施設の設計・建設に要する費用について，選定事業者の提案金額を基に，県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を，一括払い・割賦払いにより支払う。

なお，本事業では，国庫補助金等を事業費の一部に充当することを想定しており，国庫補助金等については，一括して選定事業者を支払うことを想定している。

b 開業準備の対価

本施設の開業準備に要する費用について，選定事業者の提案金額を基に，県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を一括方式により支払う。

c 維持管理・運営の対価

本施設の維持管理・運営に要する費用（光熱水費を含む）について、選定事業者の提案金額を基に、県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払う。

(イ) 利用者から得る収入

a 利用者から得る利用料金等の収入

施設・設備に係る利用料金等である。

※ 県は、選定事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、選定事業者の収入とすることを想定している。その場合の利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、選定事業者が提案した料金体系を基に、県が条例で定めることを想定している。

b 利便施設等により得られる収入

利便施設運営業務の実施により得る収入である。

c 自由提案事業により得られる収入

選定事業者が自由提案事業を実施する場合に得られる収入である。

ス 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令、条例等は要求水準書（案）のとおりとする。

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

ア 選定基準

県は、本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式（公設民営方式）で実施した場合と比べ、事業期間を通じた県の財政負担額の縮減が期待できる場合、又は県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業として選定する。

イ 選定方法

県の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

従来方式とPFI方式による公共サービス水準の比較は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

ウ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて県ホームページ等において速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定しないこととした場合も、同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 落札者選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して落札者（「選定事業者」と同義）を選定する必要があることから、落札者の選定に当たっては、県の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、維持管理・運営能力及び資金調達能力等を総合的に評価することとする。

イ 選定の方法

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものである。

ウ 選定委員会の設置

県は、落札者選定に当たり、各分野の専門家で構成される「鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

なお、選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、本事業への参加が見込まれる企業等による委員への接触を禁止するとともに、接触した際には入札参加資格を失うものとする。

（委員の順序は五十音順で掲載）

区分	氏名（敬称略）	分野/所属機関（団体）名
委員長	植田 和男	事業手法（PFI）/日本 PFI・PPP 協会
委員	岩元 幸成	スポーツ/鹿児島県スポーツ協会
委員	小島 規美江	コンベンション・観光/JTB 総合研究所
委員	柴田 晃宏	建築/鹿児島大学
委員	高城 藤雄	スポーツ/鹿児島県パラスポーツ協会
委員	西 宏樹	経営/鹿児島国際大学
委員	藤本 英子	都市計画/京都市立芸術大学
委員	古谷 誠章	建築/ナスカ一級建築士事務所, 早稲田大学

エ 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

(7) 資格審査

入札参加者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

(4) 提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

オ 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を行う場合がある。

カ 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 募集及び選定に係る想定スケジュール

事業者の募集及び落札者の選定は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

※スケジュールは今後変更する可能性がある。

① 令和5年10月13日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
② 令和5年10月13日～24日	説明会への申込み受付
令和5年10月27日	説明会の開催
③ 令和5年10月13日～ 10月31日	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和5年11月	質問等に対する回答の公表
④ 令和5年12月上旬～中旬	意見交換会への申込み受付
令和6年1月中旬	意見交換会の開催
令和6年2月	意見交換会に関する対話内容の公表
⑤ 令和6年3月	特定事業の選定・公表
⑥ 令和6年4月	入札公告（入札説明書等の公表）
⑦ 令和6年4月	入札説明書等に関する説明会の開催
⑧ 令和6年4月～5月	入札説明書等に関する質問の受付・回答
⑨ 令和6年6月	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付・資格確認 通知書の発送
⑩ 令和6年7月	競争的対話の実施

⑪ 令和6年9月	入札提出書類（提案書）の提出締切
⑫ 令和6年12月	落札者の決定及び公表
⑬ 令和7年1月	基本協定の締結
⑭ 令和7年2月	仮契約の締結
⑮ 令和7年3月	事業契約の締結

(3) 募集及び選定手続き等

ア 実施方針及び要求水準書（案）の公表（①）

本事業の実施方針及び要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）を県ホームページ等で公表する。

イ 実施方針等に関する説明会の開催（②）

実施方針等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

(7) 説明内容

- a スポーツ・コンベンションセンター基本構想の概要
- b PFI方式の概要
- c 実施方針及び要求水準書（案）

(4) 開催日時

令和5年10月27日（金）

- a・b 午前10時30分から正午まで
- c 午後1時30分から午後2時30分まで

(7) 開催場所

アートホテル鹿児島 2階 会議室（桜島）
（鹿児島県鹿児島市鴨池新町22番1号）

(I) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者等とし、1事業者につき2名までとする。

(才) 申込方法

電子申請システムによる申込み

URL: <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/u9pFeJoA>



(カ) 申込期限

令和5年10月24日（火）午後5時15分まで

(キ) 留意事項

説明会当日は、説明資料等を県ホームページからダウンロードして持参すること。

ウ 実施方針等に関する質問及び意見の受付、回答の公表（③）

実施方針等に記載した内容に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間

令和5年10月13日（金）から10月31日（火）午後5時15分まで（必着）

(イ) 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書（様式第1号）」又は「実施方針等に関する意見書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、「実施方針等に関する質問書」には件名に「実施方針質問」, 「実施方針等に関する意見書」には件名に「実施方針意見」と表記すること。

なお、質問と意見の両方を提出する場合は、それぞれ別のメールで提出すること。

メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

(ウ) 提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話：099-286-2360

F A X：099-286-5597

E-mail：scc-pfi@pref.kagoshima.lg.jp

(エ) 回答の公表

質問及び意見に対する回答は、県ホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは、公表しない場合がある。なお、質問者等から提出のあった質問及び意見のうち、県が必要であると判断した場合には、ヒアリングを行うことがある。

(オ) 実施方針等の変更

県は、質問及び意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、県ホームページ等で公表する。

エ 意見交換会への申込、実施、結果の公表（④）

- ・ 本事業への参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する参加希望者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、対面方式による意見交換（対話）の場を設けることを予定している。

なお、意見交換会に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

- ・ 意見交換会の実施に当たっては、以下の(ア)を議題とする方針である。なお、各参加者は議題を任意で選択でき、全ての議題について対話することを必須としない。
- ・ 意見交換会の内容については、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページで公表する。

(ア) 議題

- ・ 施設整備に関する要求水準等

参加者は、要求水準の明確化や施設計画の考え方の確認を目的とした対話を行うことができる。

- ・ 開業準備に関する要求水準等

参加者は、要求水準の明確化を目的とした対話を行うことができる。

- ・ 維持管理・運営に関する要求水準等

参加者は、要求水準の明確化を目的とした対話を行うことができる。

- ・ 自由提案事業の要求水準及び事業条件等

参加者は、要求水準の明確化や事業条件（運営（設置）場所及び料金の考え方等）の確認を目的とした対話を行うことができる。

- ・ その他

参加者は、実施方針記載事項等の確認を目的とした対話を行うことができる。

(イ) 申込期間

令和5年12月上旬から12月中旬まで

(ロ) 申込方法等

意見交換会の申込期間、申込方法等の詳細は県ホームページで示す。

(ハ) 実施時期

令和6年1月中旬

(ニ) 参加者

意見交換会の参加者は、入札への参加を希望する者とする。

なお、入札への参加を希望するグループ（複数企業）で申し込むことも、単独企業で申し込むこともいずれも可とするが、同一企業が複数回参加することは不可とする。

（カ） 実施の通知

意見交換会の実施日時や実施会場、参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定する。申込期限後、参加申込のあった企業の担当者に実施日時の中から候補日時を複数通知するので、対応可能な日時を回答すること。

オ 特定事業の選定及び公表（⑤）

実施方針等への意見等も踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる場合、PFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定し、公表する。

カ 入札公告（入札説明書等の公表）（⑥）

入札公告に併せて、入札説明書及び付属資料（要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、落札者決定基準、様式集等）（以下、「入札説明書等」という。）を県ホームページ等で公表する。

キ 入札説明書等に関する説明会の開催（予定）（⑦）

入札説明書等の内容について、説明会を開催する。

なお、説明会の日程等については、入札公告時に提示する。

ク 入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表（⑧）

入札説明書等に記載した内容に関する質問を受け付け、回答を県ホームページで一括して公表する。

なお、質問の提出方法等の詳細は、入札公告時に提示する。

ケ 参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付、資格確認通知書の発送（⑨）

入札参加希望者は、参加表明書（資格確認申請書を含む。）を提出すること。資格確認の結果は、入札参加希望者（代表企業）に対して資格確認通知書の発送により通知する。

なお、提出方法等の詳細は、入札公告時に提示する。

コ 競争的対話の実施（⑩）

県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、対面方式による対話の場を設けることを予定している。

対話の内容については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページで公表する。

具体的な実施方法等は入札公告時に提示する。

サ 入札提出書類（提案書）の提出（⑪）

入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類（提案書）を提出する。提出方法等の詳細は、入札公告時に提示する。

シ 落札者の決定及び公表 (12)

選定委員会において、入札参加者からの提案書の審査・検討を行う。県は、選定委員会の結果を踏まえ、総合的に評価を行った上で落札者を決定する。

なお、結果については、入札参加者に通知するとともに、県ホームページ等で公表する。

ス 基本協定の締結、仮契約の締結 (13・14)

県は、落札者と基本協定を締結し、落札者の構成員により設立される特別目的会社（以下、「SPC」という。）と仮契約を締結する。

セ 本契約の締結 (15)

仮契約は、県議会の議決を経たときに本契約となる。

(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

(7) 入札参加者の構成

- ・ 入札参加者は、本施設の「設計業務に当たる者」、「建設業務に当たる者」、「工事監理業務に当たる者」、「維持管理業務に当たる者」及び「運營業務に当たる者」を含むグループであること。
- ・ 入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

(1) 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、参加表明時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出及び入札手続を行うこと。

(ウ) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者又は資本面若しくは人事面において関係のある者が兼ねてはならない。

- ※ 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の2分の1を超える株式を有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(イ) 複数参加の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

(7) 入札参加者の参加資格要件（共通）

- a P F I法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- c 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (a) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (b) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (c) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (d) 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - (e) 銀行取引停止処分がなされている者
- d 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- e 「物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱」及び「鹿児島県建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- f 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- g 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者並びに同社の子会社若しくは親会社である者でないこと。
 - ・ みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 - ・ みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社俊設計及び西村あさひ法律事務所
- h 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者が参加していないこと。

(4) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者，建設業務に当たる者，工事監理業務に当たる者，維持管理業務に当たる者及び運営業務に当たる者は，上記(7)の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

a 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし，(a)～(d)の要件を満たすこと。ただし，本業務を複数の者で行う場合は，少なくとも1者は(a)～(d)の要件を満たし，他の者は(a)～(c)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加者登録結果一覧表に登録されている者であること。
- (c) 平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した国，特殊法人等，都道府県，都道府県出資公社発注の業務委託料500万円以上の新築建築物の実施設計実績を有していること。
- (d) 平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で，延べ面積5,000㎡以上（建物1棟（複合建築物にあつては，体育館の部分に限る。）における延べ面積とし，改築，増築にあつては当該部分とする。）かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の実施設計実績（元請に限る。）を有していること。

b 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(a)～(e)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)～(e)の要件を満たし、他の者は(a)、(e)及び(f)の要件を満たすこと。

- (a) 鹿児島県建設工事入札参加資格者登録結果一覧表に登録されている者であること。
- (b) 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。
- (c) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,500点以上であること。
- (d) 平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築、改築又は増築工事のいずれかで、延べ面積5,000㎡以上（建物1棟（複合建築物にあっては、体育館の部分に限る。）における延べ面積とし、改築、増築にあっては当該部分とする。）かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の施工実績（元請に限る。）を有していること。共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。
- (e) 上記(a)の建設工事の種類に応じて平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の、下記種類の工事实績を有していること。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	新築建築物の建築一式工事
電気工事	新築建築物の電気工事
管工事	新築建築物の管工事
土木一式工事	土木一式工事

- (f) 上記(a)の建設工事の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	920点以上
電気工事	790点以上
管工事	810点以上
土木一式工事	950点以上

c 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(a)～(d)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)～(d)の要件を満たし、他の者は(a)～(c)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者登録結果一覧表に登録されている者であること。
- (c) 平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の業務委託料500万円以上の新築建築物の工事監理実績を有していること。
- (d) 平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した工事監理業務で、延べ面積5,000㎡以上（建物1棟（複合建築物にあつては、体育館の部分に限る。）における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の工事監理実績（元請に限る。）を有していること。

d 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、体育館及び体育館に類する用途を含む建築物に関する1年以上の維持管理実績を有していること。

なお、維持管理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

e 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、平成26年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、体育館及び体育館に類する用途を含む建築物に関する1年以上の運営実績を有していること。

なお、運営業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

ウ 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

エ 参加資格の喪失

- (ア) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- (イ) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を、引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

オ 提案書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

カ S P Cとの契約手続き

(7) 契約手続き

県は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。落札者は基本協定に従い、特定事業仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、県はS P Cと事業契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しない若しくは選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

(イ) S P Cの設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として、本事業を運営するに当たり妥当な資本金を持ったS P Cを鹿児島県内に設立すること。

また、入札参加者の構成員によるS P Cへの出資比率は2分の1を超えることとし、代表企業のS P Cへの出資比率は出資者中最大とすること。

なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担表」のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）で明らかにする。

(3) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）

県は、要求水準書で定めたサービス水準を選定事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準等についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとするが、選定事業者自らが実施するモニタリングに係る費用や県が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は、以下のとおりであり、モニタリング方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

ア 設計段階

県は、設計中及び設計の完了時に、選定事業者の設計内容が、要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。

イ 建設段階

県は、選定事業者による工事施工及び工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認する。建設中及び建設の完了時に、選定事業者により建設された本施設が要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認し、確認の結果、要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしていない場合には、県は補修又は改造を求めることができる。

また、選定事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に提示する。

ウ 開業準備・維持管理・運営段階

県は、選定事業者の行う開業準備・維持管理業務及び運営業務が、要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。

また、選定事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め、確認を行う。

エ モニタリングの結果に対する対応

県によるモニタリングの結果、選定事業者が実施する業務が要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしていないと判明した場合は、県は、選定事業者に業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成に応じてサービス購入費の減額、契約解除等を行うこととする。選定事業者は、県の改善勧告に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

(4) 事業終了後の措置

県は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。選定事業者は、事業期間終了時に本施設を県の定める要求水準を満足する状態で、県に引き継ぐものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件

本事業の事業用地の概要は、次のとおりである。

事業用地	鹿児島市本港新町 4-16, 5-4, 泉町 19-25, 19-26, 住吉町 14-2, 16-23, 16-25
敷地面積	約 30,000 m ²
港湾計画上の土地利用区分	交流厚生用地
臨港地区の分区	無分区
地域地区	準工業地域（第一種特定建築物制限地区）
建ぺい率	60%
容積率	200%
鹿児島市景観条例に基づく高さ制限	45～60m程度
その他	鹿児島市駐車場整備地区
土地の所有者	鹿児島県

(2) 本施設構成の概要

本施設の主な概要は、次のとおりである。

メインアリーナ	フロアサイズ：3,726 m ² 以上，観客席：8,000 席以上
サブアリーナ	フロアサイズ：1,564 m ² 以上，観客席：500 席程度
武道場	フロアサイズ：841 m ² 以上，観客席：400 席程度
弓道場	近的 12 人立，遠的 6 人立，観客席：近的・遠的双方に 150 席程度
その他諸室	器具庫，更衣室，会議室，VIP 室，事務室，放送記録室，医務室，サービス，その他（トレーニング室，多目的室）等

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置によることとする。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者が実施する業務が、要求水準書及び事業契約で定める水準を下回る場合、その他事業契約に定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

県及び選定事業者は、事業契約に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

(3) 金融機関（融資団）と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態及び選定事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

イ 県による通知

債務不履行事由、その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に、県が金融機関等の融資団に通知する義務

ウ 対応の協議

事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、県と金融機関等の融資団が対応を協議する義務

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県は、これらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

(3) その他の支援に関する事項

県は、選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

事業契約に関する議案については、令和7年第1回鹿児島県議会定例会に提出する予定である。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(5) 問合せ先

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話：099-286-2360
F A X：099-286-5597
E-mail：scc-pfi@pref.kagoshima.lg.jp

別紙 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。

なお、事業契約書（案）と重複する箇所については、事業契約書（案）の規定が優先する。

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	選定事業者	
共通に関連するリスク						
	1	入札リスク	入札説明書の誤り，入札手続きの誤りに関するリスク	●		
	2	契約締結リスク	県の事由による契約締結の延期，不調等に関するもの	●		※1
			事業者の事由による契約締結の延期，不調等に関するリスク		●	※1
	3	資金調達リスク	県が資金を確保できないことによる支払の遅延不能のリスク	●		
			選定事業者が必要とする資金を確保できないリスク		●	
	4	政策リスク	周辺住民等の反対運動や要望，政治上の理由ないし政策変更により，計画遅延，条件変更，事業停止，費用増大等に関するリスク	●		
	5	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令（税制度を除く。）の変更，新設に伴うリスク	●		
			上記以外の法令（税制度を除く。）の変更		●	
	6	税制変更リスク	消費税率の変更，資産保有等に係る税制度変更，新税の設立に伴うリスク	●		
			選定事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率の変更），新税の設立に伴うリスク		●	
	7	許認可取得リスク	県の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		●	
	8	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施すること及び県からの提示条件（自由提案施設を除く。）に起因するもの	●		
			上記以外の選定事業者が行う業務に起因するもの		●	
	9	第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの	●		
			選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの		●	
	10	環境リスク	県が行う業務による環境の悪化によるもの	●		
			選定事業者が行う業務による環境の悪化によるもの		●	
	11	債務不履行リスク	県の責に帰すべき事由による債務不履行	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		●	

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	選定事業者	
	12	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等による事業の延期・中止・変更及び費用の増加	●	●	※2
	13	金利変動リスク	基準金利確定日までの金利変動リスク	●		
			基準金利確定日以降の金利変動リスク		●	
	14	要求水準未達リスク	事業期間中、要求水準を満たせないリスク		●	
	15	要求水準変更リスク	要求水準の変更に伴うリスク	●		
	16	情報漏洩紛失流出リスク	県の責に帰すべき事由による重要な情報が漏洩紛失するリスク	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由による重要な情報が漏洩紛失するリスク		●	
	17	法令違反リスク	県の責に帰すべき事由により法令違反を犯したことによるリスク	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由により法令違反を犯したことによるリスク		●	
	18	虚偽報告隠匿リスク	重大な虚偽報告若しくは情報の隠匿が発生するリスク		●	
	19	地盤沈下リスク	県の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う建設工事費の増大	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う建設工事費の増大		●	
調査設計・建設段階におけるリスク						
	20	用地の契約不適合リスク	県が提示した資料等により通常予測可能な用地の契約不適合に関するリスク		●	
			上記以外の予測できない用地の契約不適合に関するリスク	●		
	21	測量・調査リスク	県が提示した測量・調査資料に誤りがあったことに起因するリスク	●		
			上記以外の測量調査に起因するリスク		●	
	22	設計リスク	県の指示による設計変更、設計の不備によるリスク	●		
			上記以外による設計リスク		●	
	23	工事監理リスク	工事監理の不備による事業の中断遅延や必要となる費用の超過等		●	
	24	工事費増大リスク	県の指示による工事費の増大	●		
			上記以外の工事費の増大		●	
	25	工事遅延リスク	県の責に帰すべき事由による工事遅延に伴うリスク	●		
			事業者の責に帰すべき事由による工事遅延に伴うリスク		●	
	26	物価変動リスク	調査設計・建設期間中の物価変動に関するリスク	●	●	※3
	27	引渡し前損害リスク	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●	

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	選定事業者	
維持管理・運営段階におけるリスク						
	28	支払遅延不能リスク	県の責に帰すべき事由による対価の支払いの遅延, 不能のリスク	●		
	29	委託先経営破たんリスク	業務委託先の経営破たんに伴うリスク		●	
	30	委託先変更リスク	業務委託先の変更に伴うリスク		●	
	31	施設の契約不適合リスク	事業契約に規定する契約不適合担保期間中に見つかった施設の契約不適合に関するリスク		●	
			事業契約に規定する契約不適合担保期間後に見つかった施設の契約不適合に関するリスク	●		
	32	施設設備機器劣化リスク	選定事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理, 業務を怠ったこと等）による施設設備機器の劣化に関するリスク		●	
			上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク	●		
	33	維持管理・運営費の変動リスク	県の事由による事業内容等の変更等による維持管理・運営費の変動リスク	●		
			上記以外の事由による（物価変動を除く）維持管理・運営費の変動リスク		●	
	34	施設損傷リスク	県の事由による事故・火災等による施設損傷に関するリスク	●		
			選定事業者の事由による事故・火災等による施設損傷に関するリスク		●	
	35	需要変動リスク	県の事由による事業内容の変更等に伴う需要変動についての維持管理・運営費の変動リスク	●		
			上記以外の事由に関する変動リスク		●	
	36	人材確保リスク	業務に必要とされる人材が確保できないリスク		●	
	37	物価変動リスク	維持管理・運営期間中の物価変動に関するリスク	●	●	※ 3
	38	什器・備品管理リスク	維持管理・運営業務に関する什器・備品等の破損・紛失・盗難のリスク		●	
	39	備品更新リスク	維持管理・運営業務に関する什器・備品等の破損・紛失・盗難のリスク		●	
	40	修繕リスク	経年劣化により必要となる修繕のリスク		●	
	41	光熱水費の変動リスク	自由提案事業で使用する光熱水費の変動リスク		●	
			上記以外の光熱水費の変動リスク（物価変動を除く）	●	●	※ 4
	42	利用者トラブルリスク	利用者からの苦情（県の施策・方針に関するものを除く。）、利用者間のトラブル等		●	
	43	自主事業実施リスク	自主事業の実施に伴うもの		●	

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	選定事業者	
事業終了段階におけるリスク						
	44	事業終了時手続リスク	事業終了に伴う諸費用（施設移管手続き・SPCの清算手続きに伴う費用等）		●	

- ※1 契約が締結できない又は契約手続きに時間がかかる場合，本事業に要した県及び選定事業者の費用等は，県及び選定事業者各々の負担とする。
- ※2 一定の金額以下は選定事業者負担，それを超える場合は，県負担とする予定である。
- ※3 一定範囲を超える物価変動については，リスク分担を見直すことも含め検討する。
- ※4 一定範囲を超える光熱水費の物価変動については，リスク分担を見直すことも含め検討する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問書

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター 整備運営事業に係る実施方針等に関する質問書を提出します。

事業者名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	
E-Mail	

資料名	(記入例) 実施方針
-----	------------

No	タイトル	該当箇所						質問	
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		(英字)
例	〇〇〇	1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	〇〇〇

- 注1 複数の資料に関して質問する場合は、資料ごとに本様式を作成してください。
注2 「資料名」欄には、対象資料の名称を記入してください。(例：実施方針、要求水準書(案))
注3 「タイトル」には該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください。
注4 行が不足する場合には、適宜増やしてください。
注5 質問は、対象資料のページ順(昇順)に並べてください。
注6 提出する際は、ファイル名「実施方針等に関する質問書【事業者名】」とし、
【事業者名】の部分を変更にしてください。

(様式第2号)

令和 年 月 日

実施方針等に関する意見書

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター 整備運営事業に係る実施方針等に関する意見書を提出します。

事業者名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	
E-Mail	

資料名	(記入例) 実施方針
-----	------------

No	タイトル	該当箇所						意見
		頁	数	(数)	カナ(か)	英字(英字)		
例	〇〇〇	1	1	(1)	ア (ア)	a (a)	〇〇〇	

- 注1 複数の資料に関して意見する場合は、資料ごとに本様式を作成してください。
注2 「資料名」欄には、対象資料の名称を記入してください。(例：実施方針、要求水準書(案))
注3 「タイトル」には該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください。
注4 行が不足する場合には、適宜増やしてください。
注5 意見は、対象資料のページ順(昇順)に並べてください。
注6 提出する際は、ファイル名「実施方針等に関する意見書【事業者名】」とし、
【事業者名】の部分をご自身名に変更してください。